

○中村学園大学流通科学部転学部に関する細則

令和5年1月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(以下、「本学」という。)学則第42条の2の規定に基づき、流通科学部における転学部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学部の学科等)

第2条 転学部を志願できる学部・学科・年次は流通科学部流通科学科3年次とする。

(転学部の出願)

第3条 転学部を志願する者(以下「転学部志願者」という。)は、所属学科主任及び学部長を経て、原則として転学部を希望する年度の前年度1月末までに、別途定める転学部受験願を学長に提出するものとする。

(転学部の出願要件)

第4条 転学部志願者は、本学に2年以上在籍(見込を含む)し、所属学科の単位を原則として62単位以上修得(見込を含む)している者とする。

(転学部の選考)

第5条 転学部の選考は、原則として転学部を志願する学部(以下「受入学部」という。)の在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、当該学部において行うものとする。

2 前項の選考は、原則として、学力試験(小論文を含む。)及び書類審査をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学部において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(転学部の許可)

第6条 転学部志願者が受入学部の選考に合格した場合は、教授会で審議し、学長が転学部を許可する。ただし、不合格の場合は、本人の希望により引き続き在籍することができる。

(転学部の時期)

第7条 転学部の時期は、前学期の始めとする。

(既修得単位の取扱)

第8条 転学部を許可された者の既修得単位については、受入学部において審査し教授会の議を経て、受入学部の卒業に必要な単位として認めることができる。

2 前項の単位の認定は、「中村学園大学転入・編入学生の単位換算内規」の単位換算基準

に準ずる。また、認定できる単位数についても「中村学園大学転入・編入学生の単位換算内規」に準ずる。

(卒業の認定)

第9条 転学部する者の卒業の条件は、受入学部に2年以上在学し、卒業要件単位は「中村学園大学転入・編入学生の単位換算内規」に準ずる。

附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。